

豊中市議会傍聴時の一時保育に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）に対する、議会への参加促進として、一時保育を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、一時保育とは、本会議の開会中において、傍聴人に同行する小学校就学前の乳幼児（満1歳に満たない乳児を除く。）を保育することをいう。

（一時保育の実施）

第3条 豊中市議会事務局（以下「事務局」という。）は、傍聴人が本会議に参加する場合に、一時保育を実施するものとする。

2 一時保育の実施場所は議会棟内とする。

3 一時保育の実施時間は、本会議開始から終了までの間で連続する2時間とし、1日あたり1回までとする。（ただし本会議の昼休憩中は一時保育を実施しない。）

4 一時保育の実施時間について、本会議が17時を超える場合は17時までとする。

（利用の申込み）

第4条 一時保育の利用の申込みは、傍聴希望日の7日前（土日祝除く）までに、事務局あてに行うものとする。

（利用の承諾）

第5条 事務局は、前条の申込みがあったときは、速やかに承諾するものとする。ただし、定員を超える場合及び保育者の確保ができない場合は、承諾しないことができる。

2 事務局は、前条の申込みに対し、承諾をしない場合は傍聴希望日の2日前までに申込者に対して、通知する。

（利用料）

第6条 一時保育の利用の承諾を得た者は、当該一時保育の利用料を、利用当日の一時保育開始時に全額納付するものとする。

2 前項の利用料は、別表のとおりとする。

（利用料の返還）

第7条 既納の利用料は、返還しない。ただし、利用者の責めによらない事由によって一時保育を利用することができなかった場合は、この限りではない。

（委任）

第8条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から実施する。

（別表）

利用料（乳幼児1人あたり）	
2時間まで	200円